

# キャピタル世界分散ファンド

追加型投信／内外／資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(株式/債券))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (適時ヘッジ)

商品分類及び属性区分の定義は、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## 投資信託説明書 (交付目論見書)

2012年2月3日

■委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

### キャピタル・インターナショナル株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第317号  
 設立年月日 昭和61年3月1日  
 資本金額 41億65百万円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 363億円  
 平成23年9月末現在

販売会社及び基準価額等に関するお問い合わせ先

フリーコール 0120-411-447 (営業日9~17時)

ホームページ <http://www.capitalinternational.co.jp/>

■受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

### 三菱UFJ信託銀行株式会社

■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「キャピタル世界分散ファンド」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年11月17日に関東財務局長に提出しており、平成23年11月18日にその届出の効力が生じております。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、ファンドの約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。

■投資信託の財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## <追加的記載事項>

### 信託終了（繰上償還）の予定について

#### 信託終了（繰上償還）を予定する理由

当ファンドは、平成 19 年 10 月 29 日の設定以来、信託財産の安定的な成長を目標に運用を行うことを基本方針として運用を行ってまいりましたが、昨今の世界の金融市場における混乱やリスク回避を目的とした円買いによる円高等の影響を受け、当ファンドの純資産総額も減少傾向を辿り、平成 23 年 12 月末現在の当ファンドの純資産総額は、約 18 億円まで減少しております。この結果、当ファンドの運用の基本方針である、信託財産の安定的な成長を目指し、キャピタル世界株式マザーファンドおよびキャピタル世界債券マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式及び債券等に投資し、十分に分散された効率的なポートフォリオの構築を図る運用を行うことが困難な状況となってまいりました。

委託会社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、この度、前記のような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、信託契約を終了し、お預かりいたしました信託財産をお返すことが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。これにより、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うための書面決議<sup>\*1</sup>の手続きをとることといたしました。

#### 書面決議及び信託終了（繰上償還）の日程及び手続き

- 受益者及び受益権口数の確定日：平成 24 年 2 月 6 日
- 議決権行使期間：平成 24 年 2 月 6 日～平成 24 年 3 月 2 日
- 書面による決議の日：平成 24 年 3 月 5 日
- 反対受益者の買取請求期間：平成 24 年 3 月 7 日～平成 24 年 3 月 27 日
- 信託終了（繰上償還）予定日：平成 24 年 3 月 29 日

平成 24 年 2 月 6 日現在の受益者の皆様は前記議決権行使期間中に、委託会社に対して書面をもって議決権を行使することができます。（平成 24 年 2 月 3 日以降に取得申込みを行った当ファンドの受益者の皆様は、書面決議を行う権利がございません。）

平成 24 年 3 月 5 日の書面決議において、平成 24 年 2 月 6 日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決された場合、平成 24 年 3 月 29 日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。その場合、平成 24 年 3 月 7 日以降の購入申込みの受付は行いません。なお、本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

<sup>\*1</sup> 書面決議とは、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、ファンドの内容に関して重大な変更や信託終了（繰上償還）を行おうとする場合に、受益者を対象として、書面による決議を行い可否を決める手続きをいいます。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

キャピタル世界分散ファンドは、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

## ファンドの特色

■キャピタル世界株式マザーファンド及びキャピタル世界債券マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として内外の投資信託証券<sup>\*1</sup>に投資を行い、実質的に世界各国の株式、債券等へ分散投資をすることで信託財産の安定的な成長を目指した運用を行います。

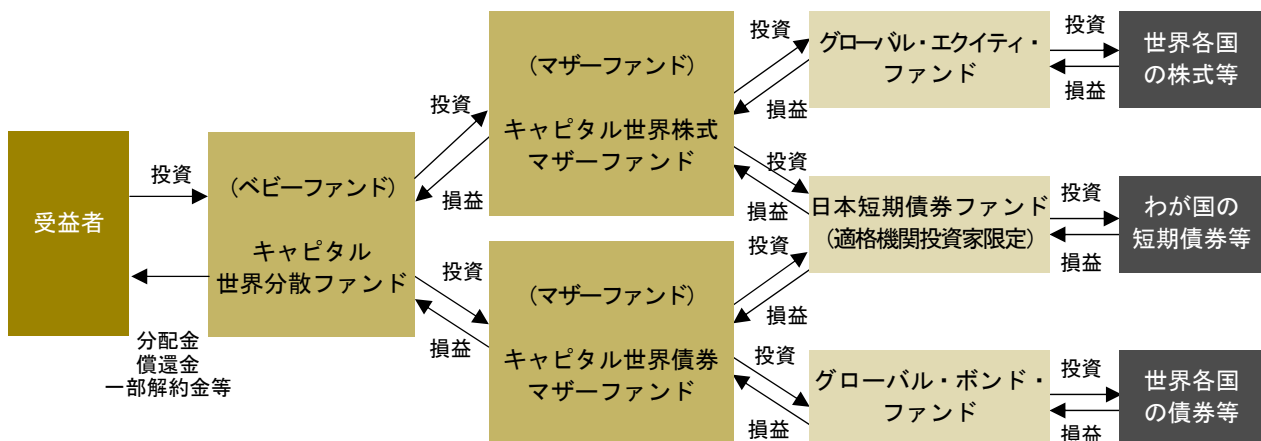
### ■投資対象ファンド

ルクセンブルグ籍円建外国投資信託証券「キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・エクイティ・ファンド(クラス C)」<sup>\*2</sup>(世界株式マザーファンドの投資対象)・・・新興国を含む世界各国の株式等に投資を行います。

ルクセンブルグ籍円建外国投資信託証券「キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・ボンド・ファンド(クラス Cd)」<sup>\*3</sup>(世界債券マザーファンドの投資対象)・・・投資適格債券の他、ハイ・イールド債券、エマージング債券等にも投資を行います。

証券投資信託「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」(両マザーファンドの投資対象)

### ■投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



■キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー（投資顧問会社）からの投資助言に基づき、マザーファンド受益証券の資産配分比率を決定します。株式及び債券の比率については概ね 40～60%を目処に配分する方針ですが、実際の投資比率については中長期的な見通し等の変化に応じて調整します。

ルクセンブルグ籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下の通りです。

■キャピタル<sup>\*4</sup>のグローバルな運用力を活用し、徹底した調査に基づき投資を行います。

■複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

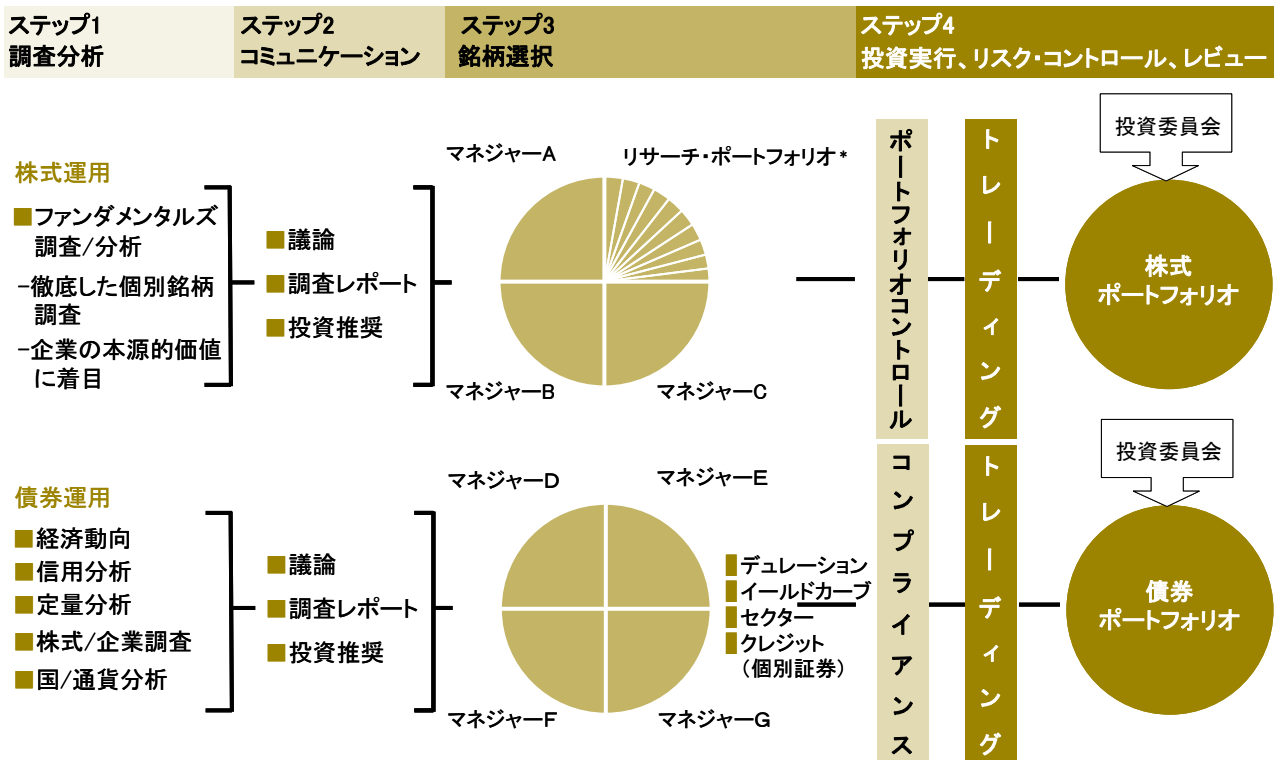
<sup>\*1</sup> 本書において投資対象となるファンドを総称して「投資対象ファンド」ということがあります。

<sup>\*2</sup> 本書において「グローバル・エクイティ・ファンド」ということがあります。

<sup>\*3</sup> 本書において「グローバル・ボンド・ファンド」ということがあります。

<sup>\*4</sup> キャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下各社の総称をいいます。

## マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムの概念図



\*リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行う部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。

## 主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

## 分配方針

- 毎年8月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。
- 分配対象額の範囲は、主として経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益に売買益（売買損益に評価損益を加減した額。）等を加えた額の範囲内とすることがあります。
- 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準、収益動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、キャピタル世界株式マザーファンド及びキャピタル世界債券マザーファンドへの投資を通じて外国籍投資信託証券及び内国投資信託受益証券に投資を行います。投資対象ファンドは世界各国の株式、債券等を主体とする有価証券等に投資を行いますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。従って、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

### 組入証券の価格変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式及び債券等の価格は、国内もしくは国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。組入株式もしくは債券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

### 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

### 金利変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式及び債券等の有価証券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

### 信用リスク

株式や債券等の有価証券やコマーシャルペーパー等短期金融商品の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、もしくは実際に債務不履行となった場合等には、ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

### 流動性リスク

有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合または取引が不可能な状況となる場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となる場合があります。

### カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済、社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド(マザーファンドの投資対象ファンドを含む。)が有するリスクを間接的に受けることとなります。

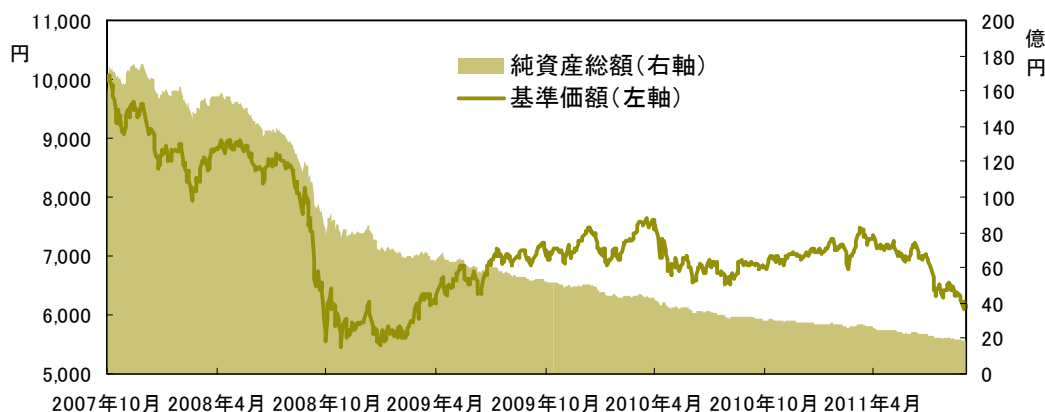
### リスクの管理体制

委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。

### 3. 運用実績

2011年9月30日現在

#### 基準価額・純資産の推移（設定～2011年9月30日）



#### 分配金の推移

2011年8月	0円
2010年8月	0円
2009年8月	0円
2008年8月	0円
設定来累計	0円

分配金は1万口当たり、税引前

#### 主要な資産の状況（2011年9月30日現在）

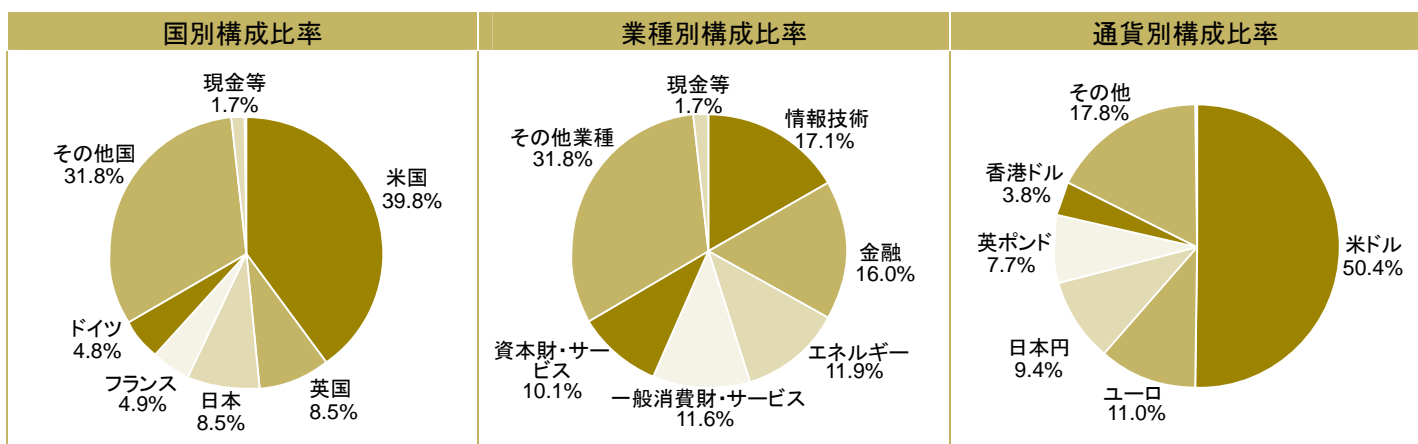
順位	銘柄	実質投資比率
1	キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・エクイティ・ファンド(クラス C)	47.1%
2	キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・ボンド・ファンド(クラス Cd)	49.2%
3	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	3.4%

<キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・エクイティ・ファンド(クラス C)の主要な資産の状況等>  
(2011年9月30日現在)

#### 上位10銘柄

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率(%)
1	PHARMASSET INC	米国	ヘルスケア	2.71
2	MONSANTO CO	米国	素材	1.63
3	AMERICAN TOWER CORP CL A	米国	電気通信サービス	1.37
4	TARGET CORP	米国	一般消費財・サービス	1.32
5	GOOGLE INC CL A	米国	情報技術	1.24
6	SAP AG	ドイツ	情報技術	1.23
7	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	米国	情報技術	1.22
8	ソフトバンク	日本	電気通信サービス	1.20
9	SCHLUMBERGER LTD	米国	エネルギー	1.19
10	HSBC HOLDINGS PLC	英国	金融	1.17

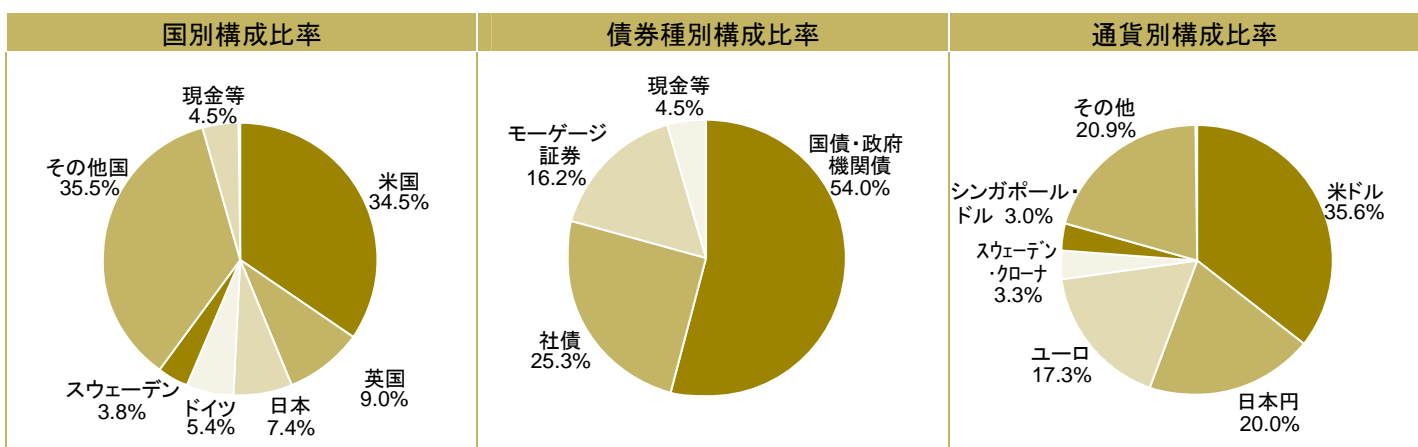
同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式及び株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。



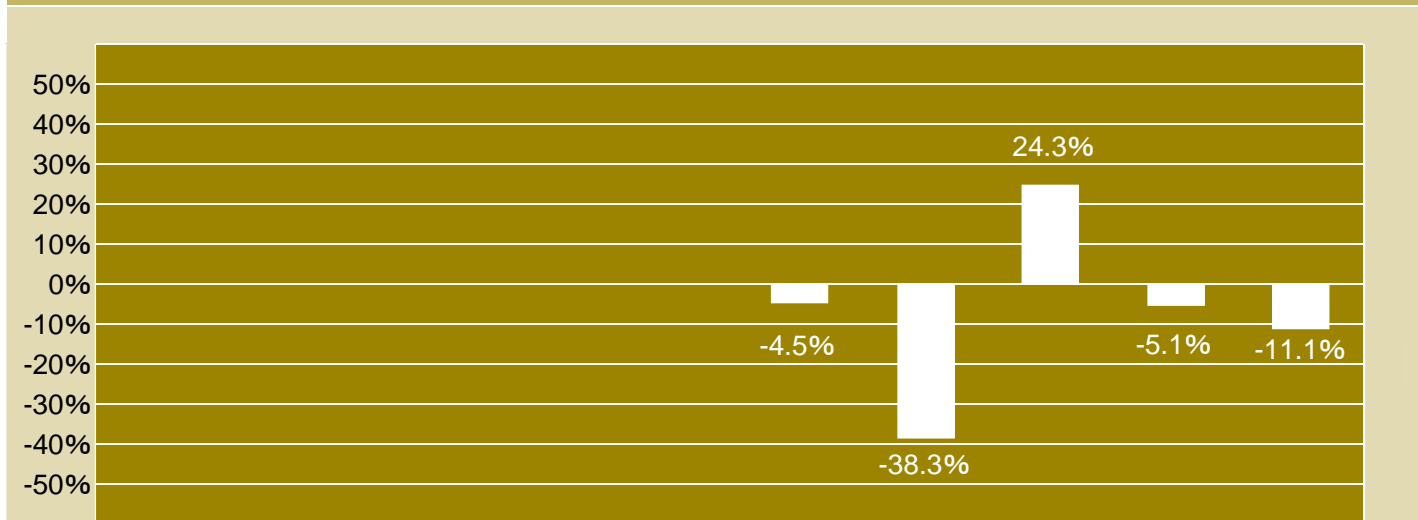
＜キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・ボンド・ファンド(クラス Cd)の主要な資産の状況等＞

(2011年9月30日現在)

上位 10 銘柄				
順位	銘柄 (利率、償還日)	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	第 288 回利付国債 (1.7% 2017/9/20)	日本	国債証券	4.63
2	FNCL (4% 2041/2/1)	米国	特殊証券	4.06
3	米国国債 (1.375% 2015/11/30)	米国	国債証券	3.40
4	米国国債 (5.25% 2029/2/15)	米国	国債証券	3.38
5	シンガポール国債 (4.0% 2018/9/1)	シンガポール	国債証券	3.04
6	マレーシア国債 (5.094% 2014/4/30)	マレーシア	国債証券	2.93
7	ドイツ国債 (4.75% 2034/7/4)	ドイツ	国債証券	2.62
8	FNCL (5.5% 2041/10/1)	米国	特殊証券	2.43
9	スウェーデン国債 (6.75% 2014/5/5)	スウェーデン	国債証券	2.43
10	メキシコ国債 (9.5% 2014/12/18)	メキシコ	国債証券	2.41



年間収益率の推移



2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2011年

ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。

2007年は設定日(2007年10月29日)から年末までの、2011年は年初から9月末までの収益率を表示。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 4. 手続・手数料等

お申込みメモ	
購入単位	一般コース:1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位(当初元本1口=1円) 自動けいぞく投資コース:1万円以上1円単位(分配金を再投資する場合1口単位) (購入後のコース変更はできません。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	原則、購入申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。
換金単位	一般コース:1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 自動けいぞく投資コース:1口単位または1円単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成23年11月18日～平成24年11月15日 信託終了(繰上償還)を行うこととなった場合、申込期間は平成24年3月6日までとします。 詳しくは「信託終了(繰上償還)の予定について」(1ページ)をご覧ください。
申込不可日	購入・換金のお申込日がニューヨークの証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日ならびに国内の休業日の配列に鑑み、投資対象の運用に係る決済が困難と見込まれる日には、取得及び換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金は行えません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える換金のご請求に制限を設けることまたは純資産総額に対し一定の比率を超える換金のご請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること及びすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(平成19年10月29日設定) 信託終了(繰上償還)を行うこととなった場合、信託期間は平成24年3月29日までとします。 詳しくは「信託終了(繰上償還)の予定について」(1ページ)をご覧ください。
繰上償還	委託会社は、次に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・当ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則、毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	分配金額は、毎決算時に委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。 ただし、委託会社の判断により収益分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

購入・換金のお申込みの方法及び単位等は、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社にお問い合わせいただくか、手数料を記載した書面をご覧ください。 なお、手数料率の上限は、申込受付日の翌営業日の基準価額に対して <b>3.15% (税抜 3.00%)</b> です。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>■ 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率 <b>1.3545% (税抜 1.29%)</b> の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月の終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われ、その支払先と配分は下記のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">信託報酬率</td> <td>年率 1.35450% (税抜 1.290%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年率 0.65625% (税抜 0.625%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.04200% (税抜 0.040%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.65625% (税抜 0.625%)</td> </tr> </table> <p>■ 当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬等を含めて投資者が実質的に負担する信託報酬等の概算は下記のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>実質的な信託報酬</td> <td>純資産総額に対して年率 <b>1.44% ± 0.03%</b> (税込/概算)</td> </tr> </table> <p>グローバル・エクイティ・ファンド及びグローバル・ボンド・ファンド・・・投資運用報酬等は委託会社の報酬中より支払います。 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)・・・当該投資信託において純資産総額に対して年 0.1365% (税抜 0.13%) 以内の信託報酬がかかります。</p>	信託報酬率		年率 1.35450% (税抜 1.290%)	配分	委託会社	年率 0.65625% (税抜 0.625%)	受託会社	年率 0.04200% (税抜 0.040%)	販売会社	年率 0.65625% (税抜 0.625%)	実質的な信託報酬	純資産総額に対して年率 <b>1.44% ± 0.03%</b> (税込/概算)		
	信託報酬率		年率 1.35450% (税抜 1.290%)												
配分	委託会社	年率 0.65625% (税抜 0.625%)													
	受託会社	年率 0.04200% (税抜 0.040%)													
	販売会社	年率 0.65625% (税抜 0.625%)													
実質的な信託報酬	純資産総額に対して年率 <b>1.44% ± 0.03%</b> (税込/概算)														
その他の費用・手数料	<p>■ 投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記の通りですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについて事前に料率、上限額を表示することができません。</p> <table border="1"> <tr> <td>監査費用</td> <td>純資産総額に年率 0.021% (税抜 0.02%) を上限とする率を乗じて得た金額以内(ただし、年間 157 万 5 千円を上限とします)とし、日々計上します。</td> </tr> <tr> <td>法定開示費用(運用報告書作成・印刷費用等)</td> <td>毎計算期末に前計算期間の当該信託の実績等に基づき試算された額を基本とし、その合理的に見積もられた金額を信託財産の純資産総額に対して 0.0105% (税抜 0.01%) の率を乗じた額を上限として計上します。</td> </tr> <tr> <td>カストディーフィー</td> <td>保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。</td> </tr> <tr> <td>資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料</td> <td>借入先との契約により適正な価格が計上されます。</td> </tr> <tr> <td>受託会社による資金の立替に伴う利息</td> <td>受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。</td> </tr> <tr> <td>有価証券等の売買委託手数料・カストディーフィー等</td> <td>投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。</td> </tr> <tr> <td>ファンド・オブ・ファンズの管理費用等</td> <td>投資対象ファンドの合計純資産額に対し、年率 0.1% 程度</td> </tr> </table> <p>※監査費用及び法定開示費用は毎計算期間の最初の 6 ヶ月の終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、その都度信託財産から支払われます。</p>	監査費用	純資産総額に年率 0.021% (税抜 0.02%) を上限とする率を乗じて得た金額以内(ただし、年間 157 万 5 千円を上限とします)とし、日々計上します。	法定開示費用(運用報告書作成・印刷費用等)	毎計算期末に前計算期間の当該信託の実績等に基づき試算された額を基本とし、その合理的に見積もられた金額を信託財産の純資産総額に対して 0.0105% (税抜 0.01%) の率を乗じた額を上限として計上します。	カストディーフィー	保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。	資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料	借入先との契約により適正な価格が計上されます。	受託会社による資金の立替に伴う利息	受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。	有価証券等の売買委託手数料・カストディーフィー等	投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。	ファンド・オブ・ファンズの管理費用等	投資対象ファンドの合計純資産額に対し、年率 0.1% 程度
監査費用	純資産総額に年率 0.021% (税抜 0.02%) を上限とする率を乗じて得た金額以内(ただし、年間 157 万 5 千円を上限とします)とし、日々計上します。														
法定開示費用(運用報告書作成・印刷費用等)	毎計算期末に前計算期間の当該信託の実績等に基づき試算された額を基本とし、その合理的に見積もられた金額を信託財産の純資産総額に対して 0.0105% (税抜 0.01%) の率を乗じた額を上限として計上します。														
カストディーフィー	保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。														
資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料	借入先との契約により適正な価格が計上されます。														
受託会社による資金の立替に伴う利息	受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。														
有価証券等の売買委託手数料・カストディーフィー等	投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。														
ファンド・オブ・ファンズの管理費用等	投資対象ファンドの合計純資産額に対し、年率 0.1% 程度														

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

上記は、平成 23 年 9 月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## <追加的記載事項>

### 投資対象ファンドの概要

ファンド名	キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・エクイティ・ファンド(クラス C)
投資対象	主として世界各国の株式に投資を行います。
投資態度	主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行い、信託財産の長期的成長を目標とします。また、市場動向によっては、非上場株式及び債券等に投資を行う場合があります。
主な投資制限	1.原則として同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 2.原則として同一銘柄の転換社債への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 3.原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 4.純資産総額の 10%を超えての借入れは行いません。
投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

ファンド名	キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン グローバル・ボンド・ファンド(クラス Cd)
投資対象	主として、世界各国の債券に投資を行います。
投資態度	原則として世界各国の国債・政府機関債や社債等の投資適格債に投資を行い、信託財産の長期的成長を目標とします。市場動向によっては、非投資適格の国債、政府機関債券、ハイ・イールド債券、株式等に投資制限内で投資をする場合もあります。また、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	1.原則として非投資適格格付けの債券への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 40%以下とします。 2.原則として転換社債への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 3.原則としてインフレ連動債への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 4.ヘッジ目的以外のデリバティブ取引は行いません。 5.純資産総額の 10%を超えての借入れは行いません。
投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

ファンド名	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	1.日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 2.NOMURA-BPI短期インデックス <sup>*1</sup> をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 3.日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 4.市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	1.株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 2.外貨建資産への投資は行いません。 3.有価証券先物取引等を行うことができます。 4.スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
委託会社	三菱 UFJ 投信株式会社

\*1 NOMURA-BPI短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。